

自治基本条例策定体制

条例案を審議します。

自治基本条例市民参画推進審議会

東村山市の「（仮称）自治基本条例」をみんなで考えるための手続きに関する条例第4条により設置された審議会です。市長の諮問に応じ、条例の策定方針、策定に際して考慮すべき課題、条例案について審議・助言等を行う機関です。

課題

意見提出

決定機関です。

議 会

提案

議決

市 長

諮問 答申

策定体制のイメージ図

* 策定過程ではそれぞれの役割、活動内容が変化していくことがあります。

ご意見を 集めていきます。

市民と市長との 対話集会

市民と市長の対話集会（タウンミーティング）の機会を積極的に活用して、ご意見等をうかがいます。

地域の声 集会

市内各所に出向き、ご意見等をうかがいます。

市内イベント等の 活用

産業まつり等イベントの機会を利用して、自治基本条例の取組みをお伝えし、広報していきます。

条例に盛り込む要素を まとめていきます。

（仮称）市民会議

無作為抽出によって選ばれた市民の方に集まっていただき、自治基本条例について学びながら、多くの意見を踏まえながら条例に盛り込む要素を討議していきます。

構成：市民のかた

内容：市民生活と自治基本条例の関係や当市の現状や課題を考えながら意見集約していきます。

講演会

自治基本条例はどのようなものか、どのようにつくるのかなど市民向けに解説します。

市民討議会

無作為抽出で市民のかたを選び、グループ討議を通じてご意見を伺うものです。条例の骨子案について討議していただくことを予定しています。

サ
ポ
ー
ト

事 務 局

審議会、市民会議ほか地域での意見聴取など事務的な処理を行います。

サポート団体・グループ

市民会議ニュース作成、地域の声集会などのサポートなどを行っていきます。公益的団体・グループにご協力いただきます。

行 政

市職員による検討チームです。市民会議に情報提供しながら、市民会議をサポートします。